

〔共同研究：21世紀の教育と教職課程改革〕

教職課程における地域連携の新たな試み

—教育実習の工夫—

林 雄*

はじめに

今日の日本において、「家庭や地域社会の変化に伴い、子ども達の発達の過程で様々な問題が生じるとともに学校にも重要な問題が山積」¹⁾していることは、周知のことであろう。第15期中央教育審議会は平成8年7月に第一次答申をとりまとめ、「[ゆとり]の中で子どもたちに[生きる力]をはぐくむことを基本に、学校の教育内容を厳選するとともに家庭や地域社会における教育を充実すること、21世紀初頭を目指して学校週5日制を完全実施すること、社会の変化に対応した学校教育の改善を図ることなどについて様々な提言を行った」²⁾。その実現に向けて教育の担い手である教員の資質向上を図るべく、1996年7月29日に奥田文部大臣から教育職員養成審議会は「新たな時代に向けた教員養成の改善方策について」の諮問を受けた。検討事項は「教員養成課程のカリキュラムの改善について」、「修士課程を積極的に活用した養成の在り方について」及び「その他関連する事項」である³⁾。その答申が1997年7月に出され、続いて教育職員免許法及び同施行規則が改訂された。これら相次ぐ教育改革政策に即して、大学における教職課程教育の在り方も大きく改革されることとなった。

本学では、1998年度に教職課程を担当する教員で共同研究プロジェクト（3年計画）を編成

*本学文学部

- 1) 「教育職員養成審議会第1次答申」、1997年7月
- 2) 「第15期中央教育審議会第2次答申」、1997年6月
- 3) 「教育職員養成審議会第1次答申」、1997年7月

し、「新たな時代に向けた教職課程教育改革」を実現するべくその研究に取り組んできた。初年度を求めるべき教育改革の内容についての基礎的な研究に当て、1999年度には再課程認定申請のための素案を検討・作成し、再課程認定申請準備委員会に提案してきた。そして、2000年度には新カリキュラムを活かすための具体的方策の研究に臨んだ。特に、教育実習の形態については、履修学生の出身校を中心とした実習から、大学の周辺に位置する諸学校における地域連携活動として位置づけ直すことを念頭におきつつ、その研究に取り組んだのである。

この小論の目的は、第1に、進展しつつある教育改革の動向、特に地域・家庭・学校による地域連携活動の現状について概観することである。いま、各地で地域・家庭・学校それぞれが、その役割を十全に果たすと共に、相互に連携することによってその機能をいっそう高めようとする様々な実践が試みられている。本学が位置する和泉市の諸学校における実践例をまず概観したい。第2は、それらの実践に大学及び教職課程がどのように参画していくのか、そのモデルを提案することである。大学も地域の一員であるかぎり、地域における教育に果たすべき責務は大きい。しかも、教育職員養成の観点から、大学内において学習した理論を学校現場において現実吟味することも重要な課題である。さらに、地域連携活動と教職課程での学習をリンクさせることは、求められている今日の教育改革と深く関わるものと言えよう。

この2点について、1999年から今日までの実践経過をもとに整理し、以下に報告する。

I. 教育改革としての地域連携の概要

次に、本学が位置する和泉市内の諸学校にみられる学校種間連携・地域連携の現状についてみてみよう。

1. 大阪府教育委員会による方針及び政策

大阪府教育委員会では平成10年9月に「大阪府における教育改革の基本方針（案）」を示した。その教育改革の主な項目の第3として、「豊かな人間性の育成をめざし、学校だけでなく家庭・地域社会を含めた総合的な教育力で子どもを育てるため、児童生徒や保護者・地域住民の意見が反映される学校運営を推進することによって、学校と家庭・地域社会の信頼関係を築き、連携を図る」とのねらいをたて、「学校・家庭・地域社会の連携による子どもに係わる総合的な教育力の向上」を掲げている⁴⁾。さらに、同委員会は「平成11年度府立学校に対する指示事項」において、「緊急に解決すべき様々な課題への対応が求められるとともに、社会の変化にも十分対応しながら、児童生徒の自己実現を図ることができるよう、学校教育を中心として、学校・家庭・地域社会が一体となって子供を育てる教育の仕組みを構築することが急務となっている」と指摘した。学校教育の再構築の重点項目として、「学校改革」「教育内容と教育方法の改善」「学校運営体制の見直し」「教職員の資質向上と意識改革」を掲げた。そして総合的な教育力の再構築のために、「地域コミュニティづくり」「幼児期からの家庭教育・子育て支援」「PTA活動の活性化」を重点項目としている。今後の10年間を見通した教育改革プログラムを念頭において、これらの重点項目の実現を図るようにと指示⁵⁾したのである。

それ以後、これらの方針・プログラムが具体的な施策として展開されているが、その詳細に

4) 大阪府における教育改革の方向（案）」、大阪府教育委員会ホームページ、<http://www.pref.osaka.jp/kyoisomu/> より

5) 「平成11年度府立学校に対する指示事項」、大阪府教育委員会ホームページ <http://www.pref.osaka.jp/kyoisomu/> より

については大阪府教育委員会が発行する『あすの教育』⁶⁾の「教育コミュニティづくりの推進」を参照されたい。

2. 和泉市教育委員会における指導方針

大阪府教育委員会は、「優れた知識や技能を有する多様な人材を学校教育に活用することにより、児童・生徒に感動を与え、学習意欲や将来への夢を育む観点から、学校等に対し、対象となる人材に関する情報を提供するため（～以下略～）」に「大阪府学校支援人材バンク」を平成11年7月1日より設置した⁷⁾。それに先駆けて、和泉市では独自に「和泉市学校支援人材バンク」⁸⁾を平成11年4月1日から施行している。大阪府教育委員会による「人材」の設定水準は高いが、和泉市ではそれをやや緩やかに設定している。

その活用例の一つに、学校司書ボランティアの配置がある。学校図書館法が平成9年6月に改正され、学習情報センターの機能を整備し児童生徒の心豊かな教育に寄与するために学校図書館を整備し、日常的に利用できる体制にすることとなった。総合的学習の開始ともからんで、学校の課業中は学校図書館を開き人員を張り付けておく必要もでてきた。しかし、小・中学校では専任の司書教諭が未だ配置されておらず、学級担任が複数で図書館係を分担・兼任せざるをえない現状にある。そこに人材バンクのボランティアに依存する由縁がある。しかし、課業中の配置とあって無償ボランティアともいかず、1999年度に和泉市では市単独予算で年間100万円10校へ助成金の給付を開始した。2000年度以降も漸次増設して、小・中30校全校に実施する方針である。

このような先駆的な試みをする前提として、

6) 『明日の教育』No73、2001年5月、大阪府教育委員会ホームページ <http://www.pref.osaka.jp/kyoisomu/> より

7) 「大阪府学校支援人材バンク設置要項」、大阪府教育委員会ホームページ <http://www.pref.osaka.jp/kyoisomu/> より

8) 「和泉市学校支援人材バンク運営要綱」、2001年4月より

和泉市内では、諸学校における学校種間連携や地域連携の取り組みが、文部科学省や大阪府教育委員会による教育改革の施策が示される以前からなされていたことと大きく関わっている。

3. 各校区での実践例

(1)郷荘中学校区の学校種間連携と地域連携

郷荘中学校では1992年から「不登校」・「いじめ」の問題を巡って教育改革に取り組んでいる。それも中学校が単独で取り組むのではなく、保護者や地域の諸団体及び校区の諸学校との連携を基に「郷荘中学校区を明るくする会」を設立し展開してきた。その展開過程は、次のごとくである。

①教員間での交流・連携

平成5年：学校種間での教員の交流について、校長、教頭、教務、生徒指導が中心になって話しあい「中学校の問題状況の紹介」「中学校参観」、「学年別懇談会」、「新入生連絡会」、「クラス分けの協力」などを実現した。

平成6年：中学校で生徒の活動参観、10の分科会で懇談、中学校での参観、講演、新入生連絡会、クラス分けの協力等を実現した。

平成7年：中学校で授業参観、10の分科会で懇談、和気小学校でクラブ活動参観、8つの分科会で懇談等を実現した。

②生徒間での交流・連携

平成5年：生徒会本部役員が小学校で中学校紹介をし、質疑応答を受けた。

平成7年：2月に6年生が中学校で体験授業を受けた。

平成8年：地域ボランティア活動を実施した。

これらの実践をもとに、平成7・8年度に文部省・府教委・市教委から「生徒指導総合推進校」の指定を受け「一人一人が生き生きと活動する生徒集団の育成」を研究主題として、その取り組みを発展させていった。平成8年度には小中連携運営委員会を設置し、地域連携の基盤を構築するなど地域連携実践の先駆けとなつた⁹⁾。

(2)北池田中学校区の学校種間連携と地域連携
平成10年度に大阪府教育委員会から地域協議会（府下3校）の指定（3年間）を受けた。

大阪府教育委員会が平成10年度より「小・中・地域連携推進モデル事業」を府内3地域で実施した。その趣旨は、「生徒指導上にかかわる諸問題が増加する傾向にある。その対応としては、対策的な取組だけでなく、児童・生徒が自らの生き方を考え、将来に対する目的意識をもち、その実現のための様々な課題を積極的に解消していく姿勢を育むことが一層重要になってきている。そのため、小・中学校が一体となって系統的な教科学習や体験活動を基盤に、生徒指導・進路指導を一体的に推進するとともに、地域社会との連携の中で、開かれた学校づくりに努め、地域ぐるみで児童・生徒の豊かな心の育成を図り健全育成に努める。」¹⁰⁾ ことにあつた。

北池田中学校区では「校区一体子育ての会」を組織して、学校種間連携・地域連携による教育改革に取組み、同事業を大阪府教育委員会に申請しモデル校として指定されたのである。その実践の様子については、ホームページとして公開されている¹¹⁾。大阪府教育委員会による同事業は、文部省の認めるところとなり、平成11年度より補助金支出が府から国に移管された。

北池田中学校区での取り組みの経過を見ると、「学校週5日制」「生涯学習社会」時代を迎え、家庭・地域の教育力の低下が叫ばれて久しい。本校校区にも、児童・生徒の健全な成長を阻害する要因が多く見られる。今こそ、家庭・地域・学校が一体となって問題行動を未然に防止し、「教育力の向上」を図ることが急務だと考え、平成9年度より本会活動を始めた」とある。

構成員は、校区青少年問題協議会、幼稚園PTA、小学校PTA、中学校PTA、その他で

9) 和泉市立郷荘中学校編『生徒指導総合推進校研究紀要』、平成8年

10) 大阪府教育委員会「小・中・地域連携推進モデル事業実施要項」、平成10年

11) 和泉市北池田中学校区「校区一体子育ての会」、ホームページ <http://www.ican.ne.jp/~kitaikeida-j/>

ある。主な活動内容として、定例巡回活動、子育て教育講演会、イベント「KIKフェスタ」、校区一体わがまちクリーンデーがある。その他、機関誌の発行、子育てを啓発するためのステッカーブラザーズ、それをロゴとした子育て啓発スタッフ・ジャンパーを用意している。

(3) 横尾中学校区の学校種間連携と地域連携

横尾中学校区は和泉市と和歌山県を分かつ和泉山脈系の横尾山の麓に展開する集落群・横山地区にある。横山地区は12町、1700戸、約7700人の人口で構成されている。古くから町会・青年団・子供会活動の盛んな土地であった。その前史として、横山地区では戦後の1947年末に青年団が中心となって青年学級を開設し、村立高等学校への礎をつくり今日の府立横山高校へと発展させた。旧村単位の地区体育大会（通称「村民大会」）も50年にわたって連綿と続けられるなど、優れた地域連帯活動を推進してきた。1965年頃から、小・中・高4校のPTAによる「4校会」が結成され、春の総会、夏のスポーツ交流会などが開催されてきた。PTA役員のほとんどが同窓生とあって、その結束は緊密なものであり、「地域の子どもは地域ぐるみで育てる」をスローガンに各種のPTA活動も取り組まれてきた。1997年には校園長による五校園会が発足し、学校種間連携組織として始動することとなった。加盟校は市立幼稚園1、小学校2、中学校1、府立高校1の計5校である。連携内容は、学校種間での行事交流、合同授業、出前授業などの教育活動があげられる。1999年の秋には「教育改革in泉北」の研究会場を引き受け、五校園でのそれまでの取り組みについて報告¹²⁾している。

学校種間の交流例として、幼稚園では園外保育として地域の農地を訪ねて自然や農家の人々と触れあう、中学校のAETの訪問交流、中学校体育教師による体操教室（出前授業）、中学生によるプール指導、高校教師によるお話、高校家政科との幼児服ファッショントレーニング教室、園芸科による薩摩芋づ

12) 横尾地区五校園会編『翔け 横尾の地から』、平成11年

くり交流などがある。横山小学校では、学年を超えた縦割り班編成で遠足や校内・外の環境美化活動を行っている。体育祭には幼稚園児の招待種目をいれている。特に南横山小学校では保育園と合同運動会を開催している。地域の指導による校内炭焼きは、貴重な体験学習の機会となっている。中学校では保育実習として、幼稚園でのプール指導がある。高校では、地域に園芸開校講座を開き、隣接する老人ホームでボランティア活動を行い、地域の環境美化にも取り組んでいる。

1999年度からは、本学も加えて六校園会となり、後述のように各種の学校行事や教育活動に学生ボランティアが参加するようになった¹³⁾。

4. 地域教育協議会の動き

大阪府教育委員会が平成11年4月に発表した教育改革プログラムの中で、「地域社会の中で子どもを育てる教育コミュニティの形成を図る」、その推進のため「中学校区単位にPTAを核として、子ども会、青少年指導員会、自治会等の関係者によって構成される『地域教育協議会（仮称）』の設置を促進する」と提言した。そして平成12年度から「総合的教育力活性化事業」を設置し、教育コミュニティづくりの推進組織となる「地域教育協議会」を府内の各中学校区に設置することとなった¹⁴⁾。平成12・13年度には、大阪府教育委員会から25万円、和泉市教育委員会から25万円の計50万円が推進補助金として給付されることになった。和泉市においても、10中学校区において「地域教育協議会」が設立され、具体的な活動が取り組まれている。

筆者は、石尾中学校区及び南松尾中学校区における地域教育協議会の顧問として、その事業に参画している。さらに、横尾中学校区では六校園会（後述）のメンバーでもあることから、同区の地域教育協議会の委員の一人として参画

13) 和泉市立横尾中学校、「翔け横尾っ子」——地域教育コミュニティの再構築を目指して——、『中学の広場』、第173号、大阪府立中学校教育研究会発行、2002年7月

14) 大阪府教育委員会『明日の教育』No71

している。各地域協議会では独自に事業内容を企画しているものの、結果的には類似の事業が実施されているようである。筆者が参画している2001年度の槇尾中学校区の場合を、次にみてみよう。

6月：槇尾クリーン作戦

高校生がグループ・リーダーとなって幼児・児童・生徒・保護者有志で班を編成し、槇尾中学校を起点に横山小学校までの4コースに分かれて、道路沿いの環境美化ボランティア活動をおこなった。学生もその一人として参加とともに、高校生のリーダー役を必要に応じて支援する役割をもった。ゴミ類はその内容を分別しながら放置場所等について観察しつつ収集した。その際、参加者の間で年齢を超え、感想や意見を交換しながら交わりを深めた。終点の横山小学校では、班別に感想や意見を交換し、全体会で代表者が班での意見を紹介した。記念撮影のあと解散した。横山小学校のリサイクル・グループは、その後回収した空カンを洗浄し圧縮して再生資源として保管した。このグループ活動は2001年度から、ユネスコの学校教育支援事業に協賛しようと始まった。その基盤に、横山小学校児童会を中心とした、5年前からの取り組みがある。ペットボトルや書き損じ葉書を回収し、その収益を視覚障害者福祉やアジア識字教育の関係団体へ寄贈してきた。空き缶プレス機の購入費用もこの活動によって得たものである。

11月：ふれあいコンサート

3保育園連合、横山幼稚園、横山小学校、南横山小学校、槇尾中学校、横山高等学校、桃山学院大学、福寿会、槇尾地区健康体操教室、バンド・カントリマニー等の各組織・団体による「ふれあいコンサート」を横山小学校の体育館において開催した。2001年度は第2回目であるが、参加団体が3チーム増え、参加者も1000人近い人数となった。横山高等学校に隣接する特別養護老人ホームからの参加者もあり、高校生のボランティア・グループがその送迎と介助役を受け持った。最後に全員で「ふるさと」を合唱して、ふれあいを深めた。本学からはチャペ

ル・聖歌隊とグリー・クラブ合同による歌唱を三曲披露した。参加者で障害者施設に勤務する小学生の保護者から、後日問い合わせがあった。自分が勤務する施設で、本学のチームに是非とも唱ってほしいというのである。一つの出会いが多くの出会いに膨らんでいく好例である。

12月：餅つき大会

南横山小学校区で青少年児童健全育成に取り組んでいる保護者からの提案で、校区餅つき大会が実現した。槇尾中学校のグラウンドを会場に各家や団体から、必要な道具を持ち寄り三つの臼を使って、村人ごぞっての餅つき大会を開いた。近年では廃れつつある自家餅つきである。前日の寒風のなか、中学生や保護者が冷水で米洗いをし、当日早くから中学生陸上部がテントを張り、保護者が竈・臼・餅こね場を設営した。中学生・高校生のボランティアがそれに参加した。高校生が薪を燃やし蒸籠で米を蒸す。保護者が餅を搗く。杵や手水の調子合わせが面白く、会場をわかせた。幼児も児童・生徒も代わりあって餅つきに挑戦した。母親たちが搗きあがった熱い餅を手際よく捏ねていく、それを待ちかねてあんこやきな粉をつけて頬張る。幼児から老人まで、和気藹々と交流の輪が広がった。学校種間での交流から顔見知りになっていた児童・生徒・学生が、おしゃべりを楽しむ光景もあった。

子育て講座

乳幼児をもつ保護者を対象に「家庭教育・子育て」について3回のシリーズで小学習会を開催した。さらに、小学校入学予定の幼児及び小学生の保護者に向けた講演会を1回開いた。

子育て学習会の場合は、開催会場をその都度変えて、参加者の便宜を図った。また、保護者の学習中、待っている子どもたちの遊び相手・保育を高校生のボランティアが担当した。今年度は、小学生、中学生からのボランティア参加もあった。学生は、彼らのボランティア活動を見守りながら、必要に応じて支援する役割を担った。

なおこれらの取り組みについては、平成13年度「総合的教育力活性化事業」第2回全体研修

会において、横山幼稚園長が代表して「槇尾地区教育協議会」の実践事例として報告している¹⁵⁾。

5. 本学による地域連携の経緯

(1)これまでの経緯

本学は1995年4月に現在の和泉市に全面移転した。移転に当たっては、和泉市からの誘致運動もあって、大学と和泉市との連携・交流を推進する方針が立てられ、各部局へ業務指示が出されている。和泉市教育委員会においても、同調行動をとっている。

1996年度就任の稻別正晴学長の所信表明に「地域に開かれた大学」・「地域連携」があり、その具体化が問われていた。

(2)大学開放、地域連携の例

次のような例は、大学の開放としては一般的でポピュラーなものである。開始時期にそれぞれ違いがあるものの、他大学においても同様に実施されているものである。

①一般市民への図書館開放

②施設の貸し出し

③夏期休暇中の中・高生への学習室開放

①インテグレーション科目へのゲスト講師派遣依頼（卒業生教員、元校長に非常勤講師の依頼）

②社会人聴講生の受け入れ

⑥社会人入学制度

⑦小学校における総合的学習による見学、調査、交流

⑧その他

(3)学生各種団体による社会活動例

学生たちの社会活動であり、サークルやクラブ単位のもの、個人的な取り組みなど形態は多様であるが、かなり古くから取り組まれてきた。

①ボランティア・サークル「むうみん」

その活動歴は古く旧キャンパスからの長い取り組みがある。それに対する表彰が次に示

15) 槇尾地区教育協議会、『地域教育コミュニティをめざして』、平成14年1月28日、大阪府教育センターにおける第2回「総合的教育力活性化事業」全体研修会報告資料より

すものである。

平成7年11月16日

産経新聞大阪新聞厚生文化事業団

理事長 澤 昭義

1996年5月26日

Soroptimist International of Sakai

平成10年7月26日

堺市長 幡谷 豪男

平成11年10月23日

厚生大臣 丹羽雄哉

②部落解放研究会による地域活動

③社会福祉課程履修学生による活動

メンタル・フレンドとして不登校児童・生徒を支援、老人施設でのフェスティ支援

④落語研究会による地元老人会での公演

⑤児童文化研究会による人形劇巡回公演

⑥個別学生による活動

和泉市教育研究所・適応指導教室での学生指導員

障害をもつ仲間と共に歩む和泉若者の集い
心の相談員

⑦その他

(4)地域連携への諸学校からの呼びかけ

和泉市の諸学校、特に大学に近接する学校や機関から大学へ、次のような学校種間交流や地域連携活動への参加呼びかけがあった。その内容を検討のうえ、教職課程履修学生を中心に参加を呼びかけた。

①1998年4月 和泉市教育研究所・適応指導教室より、学生指導員斡旋の依頼があった。教職課程履修学生を中心に、その業務内容を紹介し、斡旋した。

②1999年4月 近接する石尾中学校長より多面的交流の申し出があった。学生の興味・関心・特技に応じて、中学校への訪問を歓迎する。見学・参観・交流・部活動指導補助・教育実習など、あらゆる形態での交流を積み上げていきたいとの申し出であった。早速、テニス部の指導補助員、心の相談員を紹介すると共に、教育実習の受け入れを依頼した。

- ③1999年6月 辻川氏（元郷荘中学校長、現教育研究所嘱託・本学非常勤講師）の紹介で、岸田氏（横尾中学校長）から五校園会への参加と学校種間連携（幼稚園から大学まで）の申し出があった。後述のように、後期から早速取り組むことにした。
- ④1999年9月 南池田中学校2年生国語科の調べ学習の一環として、大学の図書館見学と大学での体験学習の申し入れがあった。調べ学習のテーマは「アジアの子どもたち」であり、筆者が「インドネシアの子どもたち」について授業をした。
- ⑤2000年4月 南松尾中学校より心の相談員斡旋の依頼があった。卒業生で採用試験準備中の者を紹介した。
- (5)教職課程を中心とした地域連携の取り組み
横尾中学校区の横山幼稚園・横山小学校・南横山小学校・横尾中学校・横山高校からなる五校園会から学校種間連携の申し出を受けて、筆者は以下の提案を学長に上申した。

1999.6.21

桃山学院大学
学長 稲別 正晴 殿

地域連携推進委員会設置について（提案）
教職課程担当
林 陸 雄

地域連携の重要性については周知のとおりであります。一方、教育界においても続出・山積する教育問題の打開策の一環として地域からの支援策を模索しております。教職課程をもつ本学としても、大学レベル、教職課程レベルでの緊急課題といえましょう。

つきましては、その実現に向けて下記のような組織の設置と活動開始について具申いたします。

1. 学内組織：地域連携推進委員会
2. 構成員：庶務部長、教学部長、学生課長、キリスト教センター長、担当学部長、学生生

活委員長、教職課程委員長

3. 連携：大学レベル、学生レベル

4. 学生レベルでの交流内容

(1)教職課程履修学生を中心に

①教職の各科目において、関連するテーマに即してイベントに参加・交流する。

特別活動論：クラブ活動、生徒会活動、体育祭、文化祭、発表会、学級会
生徒指導法：心の相談員、進路指導
教科教育法：実験授業

②教育実習修了生：後期に事後学習の一環として自主参加する。実験授業、クラブ指導、机間巡視、チーム・ティーチングなど。

③教育実習の事前指導：見学

(2)課外活動サークルを中心に

①体育会、文化サークルとの交流など。

②クラブ活動の指導補助、交換練習、招待練習など。

5. 具体案

(1)石尾中学校との交流

(2)横尾中学校区との学校種間連携（幼稚園から大学まで）

以上

この具申に対する回答は、「他の部局でも懸案中のプログラムがあるので、大学として全体的な整合性を持たせて組織化・制度化したい。その準備が整うまで、個人レベルで可能な点から対応してほしい」というものであった。早速、以下の方針を立てた。

横山校区学校種間連携への参加について（方針）
表記の件について、教職課程担当教員で構成する学内の共同研究プロジェクトで検討のうえ1999年度後期から、教職課程履修学生を参加させていくこととした。

参加学生：教職に関する科目のうち、「特別活動論」の履修学生を中心とする。

参加内容：学校行事、部活動、生徒指導、進路指導、ホームルーム、教科等、各種指導場面での補助活動など。

方法：授業の一部として実習させる。
事前に教務委員会に授業の一環として参加させる旨を申請し許可を得ておく。なお、プログラム参加中の事故等について、学生保険の適用を申請しておく。

実施に当たっては、内容・方法について、関係各校と事前に打ち合わせ・調整する。当面、学校行事、部活動と六校園連携事業での補助活動を対象とする。

この方針を実施するために、正規の授業の一環として学生に参加するように指導し奨励するべく、教務委員会に、以下の趣旨を上申し裁可を仰いだ。

1999.10.26

教務委員会 御中

1999年度後期「特別活動論」(01,02クラス)

実地実習プログラムについて

教職課程「特別活動論」

担当者：林 陸 雄

教職課程の必修科目である「特別活動論」の授業展開において、実際の特別活動に参加し、観察・部分実習する必要がありますので、授業の一環として承認いただきたく上申いたします。参加者には参加報告書を提出させ、評価の資料といたします。

なお、現行の学生保険には通学途上保険が適用されておりませんので、通学途上保険又はボランティア保険をかけていただきたく、お願い申し上げます。

目的：特別活動の実際にについて、地域の学校行事に参加し観察・部分実習することによって、特別活動の実際にについて理解を深める。併せて、大学と地域との連携を深める。

内容：槇尾中学校区の幼稚園、小学校、中学校、高校における特別活動及び五校園連携事業。

日程：横山校区における学校行事一覧例

日時 学校行事名 参加予定数

9/23 槇尾中学校体育祭 10名

9/26 横山小学校運動会 10名

9/26	南横山小学校運動会	10名
10/6	クリーン作戦	10名
	(五校園連携事業による槇尾山の環境清掃)	
10/28	横山小学校縦割り遠足	10名
10/29	槇尾中学校文化祭	10名
10/30	槇尾中学校文化祭	20名
11/14	横山高校文化祭	20名
11/中旬	横山小学校文化祭	10名
11/20	教育改革IN泉北 (地域連携の実践フォーラム)	10名
	ラクロス部が特別出演	20名
12/1	横山小学校マラソン大会	20名
12/4	南横山小学校マラソン大会	20名
12/18	槇尾中学校マラソン大会	20名
1/28	南横山小学校炭焼き	10名
1/29	南横山小学校炭焼き	10名

この上申が教務委員会において承認された。授業の一環であることから、参加したプログラム実施中は学生保険の対象となる手続きを得ることができた。但し、プログラム実施目的地までの往復路における交通事故等については、現行の学生保険の保障項目に入っていないので、学生各自で厳重注意すること、さらに交通機関による保険を適用することとの条件付であった。かくして、教職課程の履修学生を中心とした地域連携活動が具体化することとなった。

(6)教職課程学生が参加した地域連携活動

1999年度の後期から2001年度現在までに、筆者が担当する教職課程関係科目を履修する学生を中心に、さらに行事内容と関係する活動をする学生を対象に、地域連携活動の一環及び教職課程の事前実習として参加を呼びかけた。次頁の各表は、行事内容と参加人数をまとめたものである。なお、特別活動論担当の非常勤講師小島氏の協力により、その授業の一環として大学近隣校における特別活動に学生を参加させている。その詳細については、別途報告する予定である。

(7)地域連携に対する大学の基本方針

教職課程における地域連携の新たな試み

211

① 1999年度

実施日		主催・会場	行事名	参加学生数
9月	26日	横山小学校	体育祭	4名
	26日	南横小学校	体育祭	3名
10月	6日	槇尾中学校区	クリーン作戦 (槇尾山の環境清掃)	10名
	28日	横山小学校	縦割り遠足	8名
	29日	槇尾中学校	文化祭	2名
	30日	槇尾中学校	文化祭	22名
11月	13日	横山高校	文化祭(翌日の準備)	8名
	14日	横山高校	文化祭 インドネシア・ワークキャンプ隊が展示コーナーを特設	25名
	中旬	横山小学校	文化祭	2名
	20日	槇尾中学校区	教育改革IN泉北	8名
12月	1日	横山小学校	校内マラソン	12名
	4日	南横山小学校	校内マラソン	24名
	18日	槇尾中学校	校内耐寒マラソン	12名
1月	28日	南横山小学校	炭焼き	5名
	29日	南横山小学校	炭焼き	7名
計		5種	12行事	152名

② 2000年度

実施日		主催・会場	行事名	参加人数
9月	24日	南横山小学校	体育祭	5
10月	30日	横山幼稚園	運動会	2
	1日	横山小学校	体育祭	6
	3日	槇尾中学校区	クリーン作戦	3
	14日	槇尾中学校区	子育て講座保育①	7
11月	3日	市立図書館	キャラバン	2
	12日	横山高校	文化祭	2
	20日	横山小学校	縦割り遠足	2
	24日	槇尾中学校区	ふれあいコンサート	12
12月	2日	槇尾中学校区	子育て講座保育②	4
	16日	南松尾小学校	南松尾冬祭り	8
	16日	槇尾中学校	校内耐寒マラソン	6
1月	18日	横山高校	英語検定講習	1
	30日	北池田小学校	総合的学習	6
2月	1日	南松尾中学校区	子育て講座保育	2
	3日	槇尾中学校区	子育て保育講座③	22
計		10種	14行事	90

③ 2001年度

実施日		主催・会場	行事名	参加人数
6月	16日（土）	槇尾中学校区	子育て講座①	2
	16日（土）	横山高校	英検試験監督	2
	19日（火）	横山小学校	打ち合わせ	2
	21日（木）22日（金）	横山小学校	林間学校：貝塚	2
7月	2日（月）3日（火）	南松尾小学校	臨海学校：和歌山	2
9月	22日（土）	槇尾中学校	体育祭	2
	23日（日）	南横山小学校	体育祭	5
	23日（日）	南松尾中学校	幼・小・中合同体育祭	3
	29日（土）	横山幼稚園	運動会	2
	30日（日）	横山小学校	体育大会	4
10月	20日（土）	槇尾中学校区	子育て講座②	5
	20日（土）	横山高校	英検試験監督	2
11月	1日（木）	横山小学校	縦割り遠足	2
	17日（土）	槇尾中学校区	ふれあいコンサート	11
12月	1日（土）	南松尾小学校	南松冬祭り	9
	9日（日）	石尾中学校区	石尾っ子ふれあいフェスタ	40
	15日（土）	槇尾中学校	マラソン大会	3
	22日（土）	槇尾中学校区	餅つき大会	6
1月	26日（土）	横山高校	英検監督	2
2月	6日（水）	南松尾中学校区	子育てフリートーキング②	10
	16日（土）	槇尾中学校区	子育て講座③	4
計		8種	21行事	120名

地域連携が以上の経過を得ながら展開する一方、学内では学長室において地域連携に関する基本方針の策定作業が進められた。具体的には、2000年5月24日の学長室会議において、副学長から筆者及び他の関係所管からなる地域連携への要望について提案され、審議のうえ全学体制で取り組む方針が採択された。それを受け、大学から和泉市当局及び教育委員会に、相互連携の具体策について検討するべく申し入をした。その後の検討を経て、2001年4月に「地域社会を開かれたものとして捉え、理論と実践を統合させたプロジェクトとして考える」目的で「地域社会」連携プロジェクト・チームを編成することが各学部教授会において審議・決定された。活動内容は「産業界との連携」「行政面での連携」「地域コミュニティへの参加」「文化活動の

ネットワークづくり」の4領域とし、それらを統合する理論の研究と実践活動を展開することになった。構成員は広く全学専任教職員からなり、2001年5月10日には委員の委嘱がなされた。

さらに、和泉市からは目下建設中の和泉市総合センターの活用と連携について、2001年4月18日に申し入れがあり、和泉市と大学が連携して取り組むことになった。また大阪府生活文化青少年企画推進グループから「中学生サークルづくり事業案」の推進についての協力要請が、2001年5月の7日であった。

以上のような経過を経て、本学では大学を挙げて地域連携活動と理論的・実践的に取り組むこととなったのである。

II. 教職課程教育改革の動向

第15期中央教育審議会答申によって教育改革の方向が確定したこともあって、その後、教職課程教育改革に拍車がかかった。1997年6月に成立した「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係わる教育職員免許法の特例等に関する法律」(1998年4月から施行)もその動きに大きく影響した。その法律は義務教育に従事する教員に「個人の尊厳」と「社会連帯」に関する認識を深めさせるためであり(同法第1条),「盲学校、聾学校若しくは養護学校又は社会福祉施設」で、「障害者、高齢者に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験」を義務づけたものである(同法第2条)。さらに、1997.7の教育職員養成審議会による第一次答申『新たな時代に向けた教員養成の改善方策について』では、新たな時代に生きる教員の資質能力として、

- ①地球的視野に立って行動するための資質能力（地球、国家、人間等に関する適切な理解。豊かな人間性。国際社会で必要とされる基本的な資質能力）
- ②変化の時代を生きる社会人に求められる資質能力（課題解決能力に関わるもの。人間関係に関わるもの。社会の変化に適応するための知識及び技能）
- ③教員の職務から必然的に求められる資質能力（児童や教育の在り方にに関する適切な理解。教職に対する愛着、誇り、一体感。教科指導、生徒指導等のための知識、技能及び態度）

が求められることになったのである。

教員の資質能力の形成に係わって養成段階で修得すべき水準は、「専攻する学問分野に係わる教科内容の履修、教免上必要な授業科目の単位履修等を通じて、教科指導、生徒指導に関する『最小限必要な資質能力』(採用当初から教科指導、生徒指導等の職務を支障なく実践できる)を身につけさせる」ことになる。この課題について「直接的実践の立場より学習する機会が教育実習」となろう¹⁶⁾。特に新中学校免許で

は、教育実習の期間が4週間(5単位)に引き上げられた。教科に関する科目の必要単位数を40単位から20単位にまで削減し、その分を教職に関する科目及び教科又は教職に関する科目に配分することによって、実践的能力の育成に力点を置くなど、実践的な面へと大きくシフトしたのである。

この大幅な基本的枠組みの改訂に込められた「新たな教員の資質能力の形成」への期待を達成するために、いかなる教職課程カリキュラムを開発すればよいのであろうか。教育職員免許法、同施行規則及び「教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程認定申請の手引き」に準拠しつつ、各大学での独自の工夫が求められているのである。

1. 本学における新教職課程カリキュラム

本学では、平成11年度よりカリキュラム改訂の作業を進めており、平成14年度より新カリキュラムを実施することになっている。

(1)新カリキュラムの特色

本学における新カリキュラムは、共通教育科目(共通基礎科目、共通教養科目、共通自由科目)と学科教育科目(学科基礎科目又は学科必修科目、コース選択科目又は学科選択科目)により編成されることになった。

その特色は、大学設置基準の大綱化による教養と専門の区分廃止を踏まえて、教員配置、教養科目、学部学科科目を総合的に検討のうえ組み替えなおしたことにある。具体的には、

- ①これまで教養教育担当の教員を文学部に集中配置していたのを、各学部での分属配置に変更した。
- ②その配置変更を活かし、教員全員が教養と専門の区別なく科目を担当することとした。例えば、基礎演習科目を担当するなど少人数教育に全教員が関わる機会を工夫した。
- ③学科科目としては、これまでの学科専門科目のみならず、補習教育、グローバル教育、学際的研究の観点から、開設したい科目に

16) 宮崎和夫編,『教職論』,ミネルヴァ書房,2000年,93頁

ついて多角的総合的に検討し、関係する学部間で協議調整した上で、互いに該当する科目を提供することにした。それら各学部からの提供科目を共通科目とした。

- ④なお、共通科目については、共通教育協議会を設置し、授業内容、授業方法、教員の確保等について研究・協議・調整とともに、各学部学科と連動させつつFD活動の積極化を図ることにした。
- ④完全セメスター制の導入と9月卒業、10月入学の実現を図った。そのために科目を精選し、セメスター制の実施が容易となるようにカリキュラムの簡素化を図った。

(2)教科に関する科目

教科に関する科目20単位分は基礎・基本に関する科目を中心に配置し、選択科目数も厳選して関連科目として配置しなおした。なお、必要単位数を超えて履修した科目については、教科又は教職に関する科目と見なすことになる。

一方、特色ある学生の育成に当たっては、当人の個性に合わせて必要と判断する科目を履修させることによって達成されるものと考えている。それらの科目は、教職の観点から中心的科目、関連科目に区分されている。それらの科目をどのように履修するかは、共通教養科目、共通自由科目、学部学科科目群の中から、当の学生の自由選択によって、自らの個性と特色を形成し伸張しながら履修するよう指導することにした。

このカリキュラム改訂により、新規免許の申請が可能となったので、2000年度に再課程認定を得たものの、2002年度の再課程認定に向けて、その申請作業を現在進めている。

1) 新たに申請した免許種は、

中学校社会科1種免許（新設法学部）
高等学校情報科1種免許（経済・経営学部）
高等学校福祉科1種免許（社会福祉学科）
高等学校地理歴史科・公民科1種免許（新設法学部）である。

2) 再課程認定を申請した免許種は、

中学校社会科1種免許（経済・経営学部）

高等学校地理歴史科1種免許（経済・経営学部）

高等学校公民科1種免許（経済・経営学部、社会学部社会福祉学科）

高等学校商業科1種免許（経済・経営学部）

3) 科目変更届手続きをしている免許権

中学校英語科1種免許（文学部英語英米文学科、国際文化学科）

中学校社会科1種免許（社会学部社会学科、文学部国際文化学科）

高等学校英語科1種免許（文学部英語英米文学科、国際文化学科）

高等学校地理歴史科1種免許（社会学部社会学科、文学部国際文化学科）

高等学校公民科1種免許（社会学部社会学科）

(3)教職に関する科目

大幅に増加した教職に関する科目群については、本学の場合は、次のようにした。

①教職の意義等に関する科目：教職概論（2）

②教育の基礎理論に関する科目：

教育学概論（2）、教育心理学（2）、教育法規（2）、教育社会学（4）

③教育課程及び指導に関する科目：

社会科・地歴科教育法（4）、社会科・公民科教育法（4）、商業科教育法（4）、情報科教育法（4）、福祉科教育法（4）、英語科教育法I（4）、英語科教育法II（4）、道徳教育の研究（2）、特別活動論（2）、教育方法学（2）

④生徒指導・教育相談及び進路指導に関する科目：生徒指導法（2）、教育相談（2）

⑤総合演習：教職演習（2）

⑥教育実習：教育実習I（3）、教育実習II（2）

但し、強調文字で示した科目は必修、下線で示した科目は中学校必修、教科教育法は取得免許状の種類に応じて必修とする。

次に、中学校免許における教育実習について、本学の工夫を紹介したい。

III. 新たなる教育実習の形態

1. 教育実習の在り方に関する基本的枠組み

中学校教諭免許についての新法では、教育実習が3単位から5単位（実地実習期間が2週間から4週間）に増加した。それは上記のように、実践的能力の学修機会を増やすためであるが、果たして期間を増加させることでその目的を達成しうるのであろうか。「初任者であっても採用直後から学級担任や教科担任の重責を担わなければならぬことを考え合わせると、大学の責任において教員を志願する者に、一定水準以上の知識・技能等を修得させる必要がある」¹⁷⁾。しかし、この責務を遂行しうる能力の育成は実習期間の単純な増加策によって果たせるとは考えがたい。

(1) 実習期間延長に対する文部省の説明

教育実習期間に対する当時の文部省からの説明をみると、

- ①中学校教育を巡っては生徒の発達段階から特に生徒指導等に係わる課題が多いにもかかわらず、現行の3単位では授業実習を行うのが精一杯で、特別活動や部活動も含め教育活動全体を通じて生徒に関する理解を深めたり、学校運営や教育の職務の実態に触れる時間が十分確保できないこと、
 - ②本審議会が都道府県・政令指定都市教育委員会を対象に行った調査によると、中学校については、教育実習期間の延長に賛成する教育委員会が多数に上っており、高等学校等と相当の差異が認められたこと、
 - ③関係する校長会も基本的にはこのような方向に賛同し、協力の態度を明らかにしていること、
 - ④同じ義務教育段階に属する小学校では最低修得単位数が現行制度上5単位とされていきること、
- を挙げている¹⁸⁾。

17) 宮崎和夫編、『教職論』、ミネルヴァ書房、2000年、95頁

18) 教育学術新聞 第1925号、「新しい教員免許基準に関するQ&A」より

(2) 教育実習4週間の問題点

上記の理由から見ると、小学校免許における実習が5単位で実施されていることから、中学校免許においてもそれに準じることに何ら支障がないかのごとくみられる。しかし、「多くの国立教育系大学・学部が付属校をもち、教育実習を円滑に行っているように見えるが、実態はそうではないだろう。」とする反論がある。「いわゆる『主免実習』は付属学校でなんとか実施できるが、『副免実習』は従来から協力校や出身校にお願いしていた。免許法改定で中学校実習が4単位になり、また、『5000人問題』を契機にした改組で複数免許の取得を原則とするようになったため、教育実習の時期と実施機関が難しくなった。付属学校の協力を最大限にお願いしても、40人学級で教員定数が抑えられている現状では、新たな協力校の確保か付属校での年2回（6月と9月）の実習にならざるを得ない。」¹⁹⁾と、実施の難しさを指摘している。

さらに、文部省は実習5単位の問題を「学校現場での実習が2週間から4週間になったことを意味する」と説明した。ただし、「隣接する学校種での実習、分割実習でもよい」とした。「この結果、各大学ではさまざまな形態を模索している。」「4週間連続の実習を実施した場合、ほぼ1ヶ月大学の講義に出席できることになり、仮にその期間を『公欠』扱いにしたとしても、学部教育を遂行する観点からすれば、重大な支障が出ることは明白である。」²⁰⁾と、学部教育の根幹を揺るがす重大問題として提起している。

本学では2002年度から完全セメスター制を実施する。そのことによって、1つの科目についての授業が週2回実施されることから、1ヶ月で8回から9回の授業を欠席することになる。通年制であれば約1/6の欠席ですむが、セメスター制のもとでは約1/3の欠席となってしまう。こ

19) 唯井岑夫、「免許法改定と教師教育の転換」、日本教師教育学会年報『新免許法とこれからの教員養成』、第8号、1999年、12頁。

20) 酒井博世、「私立大学における教員養成と新免許法」、日本教師教育学会年報『新免許法とこれからの教員養成』、第8号、1999年、18~19頁。

れを公欠扱いにしたとしても、実習期間中は他の授業が受けられないであるから、学部教育は成立しがたくなると言えよう。この問題を解消するには、教育実習の形態を思い切った形で改革するしかない。それは、単純に実習期間が増えたという問題ではすまないからである。

以下に報告し提案するのは、1999年後期から現在まで取り組んできた地域連携活動を基盤とした、新たなる実習形態についてのシミュレーションである。

2. 本学での模索

「教育実習」は、大学で修得した専門的知識や教職に関する理論を中学校・高等学校における授業参観や教育活動への参加、および実地の授業実践を通じて確かなものにしていくものであり、とくに重要な学科目である。この学科目は、大学で行う実習（事前および事後の学内実習）と、中学校・高等学校で行う実地実習とに分けられる。高校一種免許を希望する場合は両方で3単位（「教育実習I」のみ修得する）、中学一種免許を希望する場合は同5単位（「教育実習I」および「教育実習II」を修得する）となる²¹⁾。

本学では、5単位の実習を教育実習I（3単位）と教育実習II（2単位）に分割している。さらに、その履修年次を、教育実習Iを4年次の前期に、教育実習IIを4年次の後期に配置した。教育実習Iでは、高等学校免許取得と共通した内容とし、従来通りの教科指導を中心として全般的な実地実習を行う。教育実習IIでは、生徒指導等を中心とした実地実習を行うこととしたのである。

実際に軌道に乗せるための準備はこれからである。しかし、そのための先導的試行を目下実施展開中の地域連携に求めている。具体的には、地域連携として参加し・観察し・部分体験している教育活動を実習として位置づける方式である。活動内容と実習時間を調整することによって、実際の学校教育活動及び地域連携活動を補

助し推進するとともに、教職課程の教育実習にもなる形態に整えるという構想である。

3. 本学の新教育実習形態

(1) 教育実習校

実習校については、これまでのように履修学生の出身校と和泉市内の協力校の2種類を想定している。

(2) 教育実習の履修モデル

教育実習の実施形態は、履修学生自身の希望及び受け入れ校の事情によって大きく異なるであろう。例えば、九州地区では3週間の集中連続型、中・四国地区では3年次に2週間・4年次に2週間の分離型、兵庫県では4週間の連続型、大阪府では3週間の集中連続型を検討しているという。もしこのように実施されると、地域や都道府県によってその実施形態は多様に異なってくる。そうなれば出身校での実習と大学のカリキュラムや方針とは相容れない事例が出てくるであろう。それらに柔軟に対応するためには、大学側の教育実習履修制度を柔軟なものにしておく必要がある。そこから、次のような履修モデルが想定される。

モデル1 教育実習I + 教育実習II

出身校で4週間連続して実施。

モデル2 教育実習I + 教育実習II

出身校で3週間に圧縮して連続実施。

モデル3 教育実習I を出身校で前期に実施

教育実習IIを出身校で後期に実施
いずれも2週間とする。

モデル4 教育実習I を出身校で前期に実施

教育実習IIを出身校で後期に分散して実施。ただし、実習校が大学及び自宅から近く、大学及び実習校への通学に支障がない場合とする。

モデル5 教育実習I を出身校で前期に実施

教育実習IIを和泉市で後期に分散して実施。

モデル6 教育実習I を和泉市で前期に実施

教育実習IIを和泉市で後期に分散して実施。

21) 本学教職課程委員会編、『教職をめざして 教職課程履修ガイド 2000年度版』より

4. 地域連携を基盤とした教育実習の内容

出身校又は和泉市内の実習協力校での分散型の教育実習IIについて、その概要を説明する。

基本的な枠組みは、教育実習の内容を日常の学校教育活動又は地域教育協議会主催の教育諸活動に参加し・補助する内容と対応させることである。具体的には、次のようになる。

(1)学校行事に焦点を当てるとき、

①儀式的行事

②学芸的行事

文化祭や学習発表会などの諸行事に参加すると共に、必要に応じて集団指導・個別指導の補助活動を担う。

1回 8時間

③健康安全・体育的行事

イ) 体育祭における生徒会の諸活動などに関わると共に、必要に応じて集団指導・個別指導の補助活動を担う。1回 8時間
× 2回

ロ) 耐寒マラソン又はプール指導において、その安全管理と集団指導・個別指導の補助活動を行う。1回 2時間 × 1～4回

④旅行・集団宿泊的行事

イ) 臨海学校、林間学校、スキー合宿などの宿泊を伴う行事に参加し、生徒たちの諸活動に関わると共に、必要に応じて集団指導・個別指導の補助活動を担う。1回30時間

ロ) 縦割り遠足における高学年生徒たちによる小集団活動とその低学年生徒への指導等について関わると共に、必要に応じて集団指導・個別指導の補助活動を担う。

1回 8時間

⑤勤労生産・奉仕的行事

校区内の環境美化ボランティア活動に参加すると共に、参加生徒たちの安全管理と高学年による低学年への指導について、必要に応じて集団指導・個別指導の補助活動を担う。1回 4時間

(2)部活動に焦点を当てるとき、

課外の部活動において、必要に応じて集団指導・個別指導の補助活動を担う。

1回 2時間 × 2～4回

(3)生徒会活動に焦点を当てるとき、

生徒会主催による「地域ふれあい祭り」に参加し、必要に応じて集団指導・個別指導等の補助活動を担う。1回 4時間 × 2回

(4)教科指導に焦点を当てるとき、

イ) 総合的学習では、生徒自らが問題を発掘し解決策を模索していく過程で行う全体活動・小集団活動・個別活動に関わり、必要に応じて個別指導・集団指導等の補助活動を行う。1回 8時間

ロ) 各教科における授業における机間巡回や個別又は小集団活動などの補助活動を行う。

1回 1時間 1～8回

以上のような諸活動・行事の幾種類かにわたりて参加し、その活動・行事の推進を参加観察又は補助することによって、教育実習とする。必要時間数は、計60時間である。

(5)地域教育協議会の事業に焦点を当てるとき、

①環境美化活動

②ふれあいコンサート、地域子ども祭りなど

③家庭における子育て講座等における、「預かり保育」に参加すると共に、子どもたちの安全管理と小・中・高生徒による保育ボランティア活動を支援する。1回 2時間

5. 地域連携を基盤とした教育実習の調整

上記の形態で教育実習を進めるためには、実習受け入れ校と履修学生及び大学との事前打ち合わせ・調整が必要である。その確認すべき事項に次のものがある。

(1)実習校側

①各教育活動又は行事の実施日程

②必要とする補助活動の詳細

③必要とする人数

④実施に伴う諸条件の詳細

(2)大学側

①履修学生の選出

②各内容についての事前指導

③事後指導と改善指導

(3)学生側

①事前学習と準備

②日程調整

③実習簿の記録と課題整理・改善

これら3種について、当事者が直接又は間接的に最善の手段によって、打ち合わせ・調整する必要がある。

6. 本学における教職課程の履修日程

本学では、教職課程の履修は2年次からであるが、科目の一部が1年次において履修することもできることから、1年次の入学オリエンテーション時に、資格課程の総合ガイダンスを実施している。(1)の日程に沿って、年次を追って必要な手続き・履修登録・ガイダンスへの出席等を義務づけており、それらを全てクリアしないと履修を全うできない仕組みになっている。さらに、教育実習を履修しうるためには、(2)の教育実習の前提条件を前年度までに満たしておかねばならない²²⁾。なお、これらの条件が厳しすぎないかとの指摘もある。特に学生の立場からすれば、教職課程の履修は権利の一つであり、条件が厳しすぎるとの訴えもある。

しかし、教育職員免許の取得に当たっては、基礎資格に加えて必要な単位数を獲得しなければならない。その必要単位の中に「教育実習」が含まれている。そのため、次のような理由から条件を厳しくしているのである。

近年、教育実習校及び各都道府県教育委員会から、教育実習の受け入れについての厳重な申し入れが大学及び地区教職課程研究連絡協議会宛に出されてきた。その概要は、教育実習の実施に臨む教育実習生の態度や構え、教職の基礎・基本に関わる知識・技能に欠ける者がいる。とりわけ、教育職員免許を個人的願望により取得したく、現実に教育職に就く意図を明らかに持たない者がみられる。これは学校教育上極めて不都合である。学校教育、生徒への影響、指導教員の負担、学校運営上の負担等から勘案し拱手傍観しがたい。従って、各大学にあっては教職課程教育を改革・向上させると共に、教育実習生の厳選と事前・実施中・事後の指導を徹

底されたい、といった内容である。

資格化の時代、高額な大学経費といった問題を反映して、学生たちの中には、数多くの資格を取得しようとする傾向が見られ、教育職に就く意図を全く持たない者もいる。しかし、教育は学校教育のみによって達成されるのではなく、家庭、学校、地域の教育力が一体となって結実するものなのである。とはいえ、高度経済成長期と軸を一つにして都市化・少子化が進むにつれ、地域コミュニティが失われ家庭における家族の絆が弱まり、次第にその教育力を低下させてきた。その不足分を全て学校教育に依存する形をとりながら、高学歴を指向して子どもたちの全面的な成長発達の機会を壊してしまった。それらの結果として、今日では様々な教育問題が山積することとなったのである。

この事態に対処するには、大人自身が教育を問い合わせ直し実践しうる力量を獲得することが必要であろう。それは、教育職員の養成カリキュラムの改革やその資質向上のための研修増加だけで達成されるものではない。家庭や地域、学校において教育を担い、関係者と連携・協力しうる人材の育成こそが重要ではあるまい。直接的な教員養成政策の改善策では不十分なのである。従って、教職課程履修の条件をより厳しくし、それを達成するよう支援することによって、より優れた教育的能力を持った多様な人材を広く育成すべきではないか。たとえ、教職に就かなくとも、教職に関心を持つものに対しては資格取得の門戸を開放することである、と考えている。

次に、本学では履修学生に対しては『教職課程履修ガイドブック』を通じて、以下のような事前指導をし動機づけを高める工夫をしているので、その主な項目について再掲しておこう。

(1)本学における教職課程の履修日程一覧

学年 月 内 容

1 4 資格課程総合ガイダンス

2 4 教職課程ガイダンスおよび教職課程履修予備登録

教職課程関連科目履修登録

3 4 教職課程関連科目履修登録

22) 本学教職課程委員会編、『教職をめざして 教職課程履修ガイド 2000年度版』より

- 第1回教育実習ガイダンス
(教育実習に向けての心構えと準備ならびに実習校との交渉について)
- 5 教育実習予備登録
実習校との交渉を開始
「教育実習内諾について(報告書)」を学務課へ提出
学務課で作成した「教育実習内諾依頼書」を実習校へ提出
- 11 第2回教育実習ガイダンス
(教育実習を前に最終的な点検と準備について、および本学卒業教員による講話)
実習校校長から「教育実習(仮)内諾書」の提出
- 3 教育実習履修のための単位修得状況の確認(必要単位を修得できなかった場合は実習辞退手続きを取る)
教育実習本登録開始
(教育実習申込書・個人調査書等の提出、実習費納付)
- 4 4 教職課程関連科目履修登録
学内実習開始
- 6 教育実習
(2~4週間の実地実習:実習校によって6月以外となる場合もある)
(中学1種免許を希望する場合は教育実習IIを後期に行うこともある)教育実習終了後、実習校から返却された実習簿を提出
実習校から出勤表と成績評価表の提出
- 7 学内実習終了
公立学校教員採用選考試験(~8月)
「介護等の体験」ガイダンス
- 9 中学一種免許希望者対象の介護等の体験
- 11 免許取得見込者の免許一括申請説明会
免許一括申請手続き
- 12 教育実習簿の返却²³⁾

23) 本学教職課程委員会編、『教職をめざして教職課程履修ガイド 2000年版』より

(2)履修登録の手続き

本学では教育実習の実施時期を第4年次に設定している。教育実習へ行くための前提条件として①、②に掲げる履修登録を義務づけている。

①「履修登録票」への記入

教職課程を履修する者は、毎年4月に行われる履修登録期間中に、「履修登録票」に掲げられた科目のうち、履修を希望する共通教育科目・学科教育科目のほかに随意の教職課程関連科目にマークし、必要事項を記入し提出することになっている。

②「教育実習予備登録票」および「教育実習本登録票」の提出

さらに、第2年次以降は、年度始めの4月に、教職課程独自の登録票を学務課資格係窓口へ提出しなければならない。すなわち、第2年次では「教職課程履修登録票」を、第3年次では「教育実習予備登録票」を、また、第4年次では「教育実習本登録票」を、それぞれ必要事項を記入し提出することになっている²⁴⁾。

(3)教育実習への前提条件

教育実習生の送り出しは、以下の条件を満たしたものに限定している。

- ①履修年次は、原則として第4年次である。
- ②原則として、次のすべての条件を満たす者に限る。

教職に関する科目のうち、「教職概論」、「教育学概論」、「教育心理学」、「教育方法学」、「生徒指導法」、「同和教育論」、関連する教科教育法4単位(英語科では「英語科教育法I」)をすでに修得し、さらに教科に関する科目のうち「必修科目」のすべてをすでに修得した者。

- ③その年度中に免許取得に必要な単位を修得できる見込みのある者。
 - ④教育実習のためのガイダンスに出席した者。
 - ⑤教育実習の予備登録や本登録を済ませた者。
- 注1)「教育実習」履修者(第4年次生)は4月に、学務課窓口で「教育実習」の本登録を行い、5月に教育実習校を正式に決定する²⁵⁾。

24) 本学教職課程委員会編、『教職をめざして 教職課程履修ガイド 2000年版』より

5. 実施に向けて準備すべきこと

これまで教職課程履修学生を中心として、地域諸学校との地域連携活動を進めてきた。その実践を基盤に上記の実習IIを位置づけていくのだが、万全を期するためには解決しておかなければならぬ問題がいくつかある。

- ①各実習受け入れ校における、学校の教育目標、年間教育計画、月間教育計画、各教育活動・行事の詳細等に関して、精確な情報を収集しデータベース化する。そのことによって、必要な手配を速やかに遂行できる体制を作る。
- ②履修学生の取得単位状況と履修時間割および生活時間割を把握し、連絡方法を整備する。
- ③実習校までの移動手段の確認または確保。
- ④公欠扱いの整備。
- ⑤実習期間中の保険制度と危機管理体制の整備。
- ⑥教育実習の全体をとりまとめる所管の整備。
- ⑦教育実習受け入れ校との事前調整。
- ⑧実習の事前・事後指導に関する内容と方法の整備。
- ⑨実習中の指導体制の整備。
- ⑩総括と改善策に関する検討会の開催。

さいごに

以上、和泉市における教育改革としての地域連携活動への取り組みと、本学における地域連携を基盤とした教職課程教育の改革案についてその概要を紹介した。この小論は、教職課程教育の改革を模索する実践と研究をもとにまとめ

た中間報告である。その研究母体である我が共同研究チームには、3年間の期間制約があり、「新たな時代に向けた教職課程教育改革」をテーマとした研究課題を完遂するには至っていない。さらに、その研究過程で新たな課題も浮上してきた。そこで、2001年度に「21世紀の教育と教職課程教育改革」というテーマで、前回の課題を継承発展させることにし、新に共同研究チームを編成した。ところが、前述のように2001年4月に大学の基本方針として「地域社会連携プロジェクト」をスタートさせる運びとなった。その後、具体的な条件整備が整えられ、本学総合研究所では、地域連携をテーマとする共同研究に対して、特別助成をする制度が誕生した。そのため、我が共同研究チームでも、2002年度より地域連携を全面に打ち出した研究体制への転換を図ることにした。

新共同研究プロジェクト「地域連携を基盤とした教職課程教育改革」では、①これまでに積み上げてきた3中学校区との地域連携活動を核として、市内10中学校・20小学校との地域連携へと拡大し、その活動を体系化する。②その地域連携を基盤として、本学の教職課程教育改革を実現する。③チーム・メンバーに、本学の教職課程担当教員ばかりではなく、地域の教員・研究者を交える。④和泉教育委員会及び学校現場と大学との連携についての実践と研究を統合する、ことを掲げている。

この新プロジェクトによって、地域における総合的教育力の活性化と本学における地域連携を基盤とした教職課程教育改革を達成しうると期待している。

25) 本学教職課程委員会編、『教職をめざして 教職課程履修ガイド 2000年版』より

Teacher-Training and Community Education Networks: A New Departure in Teaching Practice Reform

Rikuo HAYASHI

Against the background of changes in the family as well as in the local community, unsolved issues concerned with children's development have begun to pile up. A succession of education reform policies intended to tackle the situation has been produced by both the Ministry of Education and Science and the Osaka Education Committee. One of the proposals made has been the revitalization of local teaching environments, seeking to bring together the pedagogical potential of home, school and community. Momoyama Gakuin University has been playing its part in making this proposal reality, by creating links with education councils representing Junior High Schools in the surrounding locality.

This paper introduces the kinds of links formed among schools in the Izumi City area, and explains the role played by this university. It then outlines the reforms being carried out in the university's teacher-training curriculum to fit in with these local attempts at cooperation, to allow the cultivation of new teachers through daily contact and cooperation with neighbourhood schools.

Foremost among these reforms was the presentation of a practical proposal for revamping the content of teaching practice leading to the Junior High School Teaching Diploma. It sought, on the one hand, to solve the problem of students' having to miss classes while on teaching practice; and, on the other, to create direct and indirect opportunities for students to be involved in school classrooms. These reforms, it is hoped, will enrich the content of the teacher-training curriculum for students of this university.